

第1回
みよし市空家等対策計画策定委員会 次第

日時 令和4(2022)年8月5日(金)

午後2時から

場所 市役所3階研修室

1 あいさつ

2 座長の選任について

3 議題

(1) 空家等対策計画の概要

資料1

- ・目的・計画の構成・スケジュール

(2) 空家等の現状と課題

資料2

- ・人口・世帯の状況
- ・空家等の状況
- ・課題の整理

(3) 他都市における取組みについて

資料3

- ・国・県での踏まえるべき事項について
- ・全国事例について

4 その他

みよし市空家等対策計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	まつ やま あきら 松 山 明	中部大学工学部准教授
	うえ やま ひと え 上 山 仁 恵	名古屋学院大学経済学部教授
有識者	なか むら ひろたろう 中 村 博 太郎	弁護士 愛知県弁護士会
	た だ ひろ こ 冨 田 裕 子	弁護士 愛知県弁護士会
	みつ おか たか ゆき 光 岡 隆 之	司法書士 愛知県司法書士会
	ます おか よし みち 増 岡 好 道	宅地建物取引士 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部
	はぎ わら こう じ 萩 原 幸 二	宅地建物取引士 公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
	とみ た つとむ 富 田 力	社会福祉士 一般社団法人愛知県社会福祉士会
区長会代表	たに だ おきむ 谷 田 修	三好丘旭区長

事務局名簿

職 名		氏 名	備 考
都市建設部長		久 野 恭 司	
都市建設部次長		舟 橋 伸 幸	
都市計画課	課長	近 藤 健	
	副主幹	岡 本 祐 嗣	
	副主幹	小 野 裕 哉	
	主事	安 藤 太 優	

みよし市空家等対策計画策定委員会に関する要綱

(目的)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条の規定に基づき、空家等対策計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、みよし市空家等対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の案の作成に関すること。
- (2) その他計画策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への出席を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法務、不動産、建築等に関する有識者
- (3) 区長会代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(会議の運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。